

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会

年度事業計画

基本方針

賃金は上昇傾向にある中、まだまだ物価高や失業による収入減により生活困窮に陥る人、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦だけの世帯、様々な困りごとで悩んでおられる方など、福祉のサービスの必要な方がおられます。

また、多賀町でもご近所づきあいの希薄化により、孤独死や消費者被害など様々な生活面での課題が表面化しています。

このような問題や課題点の解消のため、多賀町社会福祉協議会では、地域共生社会の実現のため、「あなたが主役“おたがいさま”の地域づくり」を基本理念に町民や行政、ボランティア、民生委員児童委員、医療等の関係機関と連携し、これからも地域福祉向上のために取り組んでまいります。

今年度は「第3期多賀町地域福祉活動計画」の初年度となります。二か年をかけて策定しましたこの計画を多賀町に住むみなさんの幸せな暮らしにつながるよう実行してまいります。

基本目標（第3期地域福祉活動計画）

- 1 地域福祉の推進に向けた多様な担い手づくり
- 2 地域での暮らしを支える体制づくり
- 3 安心の地域づくり

基本目標1 地域福祉の推進に向けた多様な担い手づくり（社協）

地域福祉の多様な担い手育成（多賀町地域福祉計画）

（1）福祉の意識啓発と地域ぐるみの福祉教育の推進

①児童生徒の福祉学習の推進【重点】

小学校・中学校が実施する福祉活動事業に対し、助成金を支給して福祉活動を推進します。小学生5・6年生と中学生を対象とした車いすバスケットボールの体験学習や、小学生と高齢者が手紙で結ばれる「手紙プロジェクト」も継続して実施します。

②福祉活動に関する啓発

○福祉のつどい

令和8年11月 多賀結いの森（多賀町中央公民館）

○平和のつどい

令和8年8月上旬 多賀結いの森（多賀町中央公民館）

（2）地域を支える担い手の拡大、連携強化とリーダーの育成

①福祉会組織機能の支援

福祉会代表者連絡会を年4回（5月・9月・12月・3月）開催し、福祉会の充実を図り活発な活動ができるように運営を支援します。

②福祉団体育成援助【重点】【新規】

○福祉団体活動支援事業

①多賀町遺族会

②多賀町身体障害者更生会

③多賀町手をつなぐ育成会

※各福祉団体が円滑に活動できるよう、支援します。

③地域福祉推進リーダーの育成

地域福祉活動をテーマに福祉関係者および各関係団体を対象に研修会を行い、地域福祉を推進するリーダーを育成します。

④ボランティアの育成・活動支援

「困りごと支援事業」を行うにあたり、困りごとに対して解決できる協力員の確保が大きな課題であることから、要綱の再編後に協力員の募集を行います。また、活動にあたっての心構えなどの内容で研修を行います。

町内で活躍されているボランティアの方々にボランティア登録を勧め、ボランティア活動の支援を行います。

また、横のつながりをつくるために、年に1回ボランティア交流会を開催します。

⑤多世代の福祉の担い手育成事業【重点】

夏休み期間を利用して、子ども向けに体験型のボランティア講座を開催します。内容については、NPO法人等の団体の協力を得て検討します。

基本目標2 地域での暮らしを支える体制づくり（社協）

絆を強めるための地域の仕組みづくり（多賀町地域福祉計画）

（1）交流の場・居場所づくり

①地域サロンの活動支援

現在、23字で運営している福祉会のサロンを継続していただくための支援を行います。

②地域ふれあい支え合い事業

水谷・敏満寺・栗栖の3字が実施。日常の地域の見守り、支え合い活動を通して様々な世帯の困りごとの把握や解決への仕組みづくりの継続を図ります。

③ふれあい食堂の実施

○ふれあい食堂 年3回実施

障がいをお持ちの方とそのご家族を対象に、ホッと一息つける居場所を地域のボランティアの方々の協力を得て提供をしていきます。

④コミュニティカフェの開設【重点】

誰もが孤立せず、心がホッとできる居場所を持てるよう、年齢を問わず誰もが集えるコミュニティカフェの開催に取り組みます。

- ・赤い羽根共同募金の助成を受け、車両（軽バン）を購入します。
- ・福祉会が存在せず、住民の方同士が交流できる場が無い字を中心に開催していきます。（開催場所の提供など、字の方との調整からはじめます。）
- ・新しくできた自治会へも、主に「ママ世代カフェ」として出向きます。
- ・月2回の開催からはじめて、ニーズに応じて回数を増やしていきます。
- ・カフェの内容について、メニューを増やし、「防災カフェ」「モノづくりカフェ」などを開催していきます。

⑤「みんなの居場所」づくりの推進【重点】

居場所づくりの経験が豊富な、NPO 法人等の団体の協力を得て、町内施設と連携しながら「みんなの居場所づくり」に向けて、定期的な意見交換・情報共有の場づくりに取り組みます。

（2）地域の暮らしを支えるネットワークづくり

①安心の見守り支援【重点】

職員全員が、見守りを必要とする世帯へ定期的に訪問し、普段の生活上での悩みや相談ごとをお聞きし、安心して暮らせる地域づくりを実践します。

見守り体制や必要な支援サービスについては、関係機関と連携をしながら支援します。

③社会福祉法人による公益事業の推進【重点】

町内施設と連携して、「みんなの居場所」づくりの推進を図ります。

また、「地域カフェ」の開催場所を提供いただき、住民の方との交流を図ります。

（3）地域課題に対応する生活支援の充実

①地域住民とともに取り組む生活支援体制の充実【重点】

困りごと支援サービスの要綱を、地域住民の方が利用しやすい内容へと再編し、利用促進のための周知を行います。

基本目標3 安心の地域づくり（社協）

地域共生社会の実現に向けた福祉基盤整備（多賀町地域福祉計画）

（１）地域ぐるみの防災活動の推進

①災害時要支援者台帳の管理および災害発生時の支援体制強化【重点】

行政防災担当や福祉保健課と連携し、災害発生時に支援を必要とする方の把握につとめ、平時より「安心見守り支援」にて関係性を築いていきます。

また、行政が作成する個別避難計画への協力・参画を行い、災害への備えの意識を高めます。

②災害対応のボランティア体制に整備

災害ボランティアセンター設置マニュアルの作成を急ぎ、マニュアルに沿った設置訓練を職員が行政防災担当・福祉保健課、県社協や近隣社協の協力を得て行います。

（２）権利擁護の推進

①地域福祉権利擁護

高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスを安心して利用するための手続きや、日常生活に必要な事務手続き、金銭管理などを支援します。

また、利用者が地域で安心して生活ができるよう関係機関と連携しながら、適切な支援に努めるとともに、成年後見制度への移行など、契約時に先を見据えた支援を検討します。

②生活困窮者自立支援

生活困窮者（経済的困窮だけではなく社会的孤立など）及びその家族や関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状態にあった支援プランを作成し、必要なサービスにつなげます。

また、支援終了後も継続的に状況の確認を行います。

- ・自立相談支援事業（就労支援事業含む）
- ・家計改善支援事業

他にも、福祉保健課主催の「徴収対策と生活困窮者等支援対策連絡会議」に参加して情報共有を行い、早期の把握と支援に努めます。

③認知症対策の推進

地域住民に認知症を正しく理解してもらうため、町が取り組む各種講座や勉強会等の活動を支援し、認知症対策を行政とともに推進していきます。

（３）相談支援

①心配ごと相談

心配ごと相談所

令和８年４月～令和９年３月 毎月１６日の平日に計１２回

相談員７名

全体研修会を実施します。（年１回）

②相談支援体制の充実【重点】

チラシを作成し、弁護士相談や心配ごと相談所の周知・啓発を強化し、すべての人の相談に対応します。

③専門職による法律相談

弁護士による無料法律相談

令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 毎月月末の火曜日に計 1 2 回

弁護士 1 名

④生活福祉資金にかかる相談支援

経済的に困っている人に、県社協の生活福祉資金の貸付相談や貸付手続きを行います。また、県社協から受託した特例貸付利用者フォローアップ事業について、利用者に寄り添い支援をします。

研修会にも積極的に参加し、他社協と情報交換、必要な知識を身につけます。

(4) 情報提供

①広報「ふくしたが」の発行および情報提供

年 6 回発行

ホームページの更新（随時）

(5) 地域福祉推進に向けた社会福祉協議会の運営

①安定的で持続的な社協の基盤づくり【重点】

法人の運営の大切な資金を会費として、町民および各団体への協力依頼をします。

一般会費（4 月）

賛助会費（7 月）

団体会費（随時）

②職員の人材育成【重点】

スキルアップのため外部専門研修への積極的に参加します。

正しい職務遂行のための職場内研修を実施します。

③地域福祉活動計画の進行管理

地域福祉活動計画に基づき、理事会にて進行の管理を行います。

進行管理の結果をもとに、評価と見直しを行って評議員会にて報告します。

介護保険事業

○居宅介護支援事業

利用者が加齢によって要介護状態になられても、可能な限り居宅においてご自身の身体能力に応じ、できるだけ自立した日常生活ができるように配慮します。

また、利用者の心身の状況やご自身のおかれている環境などに応じて、本人やご家族の意向を尊重しながら、サービスの種類や内容などの計画書（居宅サービス計画書）を作成し、適切なサービスのための連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

・介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス A）

○いきいき教室

利用者に運動（体操）やレクレーションを行い、高齢になっても元気でいきいきと暮らせるように、毎週金曜日に教室を開催します。